

# 京都府文化財保存活用大綱の策定について(中間案の概要)

## 第1章 策定の趣旨

### 1 大綱策定の背景

文化財保護法が平成30年6月に改正され、文化財の次世代への確実な継承へ向けた地域における文化財の総合的な保存・活用を推進するため、都道府県は文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できるようになった。都道府県は大綱、市町村は地域計画、個々の文化財は保存活用計画(所有者・市町村等による)を策定。

### 2 目的

- ・府内における適切な文化財の保存と活用を一層の促進。
- ・市町村は本大綱を指針として、「文化財保存活用地域計画」を策定。

## 第2章 京都府の文化財の概要

### 1 京都府の特色

### 2 京都府の文化財保護の仕組み

### 3 府内各地域の文化財の特色

## 第3章 京都府の文化財を取り巻く現状と課題

### 1 文化財の指定等による保護と継承

文化財の指定件数の地域的な偏りがある。管内の文化財調査が十分でなく、文化財の指定や調査成果を普及させることが重要。一方、体制が十分でない市町村では、全分野の文化財詳細調査は困難。文化財指定の規制強化による所有者の負担も増大

### 2 文化財の維持管理・保存継承の現状

地域の過疎化・少子高齢化の進行は、文化財の確実な継承に打撃をあたえる可能性がある。世帯構成や生活様式の変化は、伝統的な産業が廃れると共に、後継者不足による技術の継承を困難にしつつある。地域コミュニティの衰退は、文化財を所有・管理し地域の核となっていた社寺の維持を難しくする。さらに、伝統的な行祭事等を担う後継者の不足も生じている。

### 3 文化財保護を支える技術の継承

社会構造の変化に伴い、文化財保存技術に関連する産業の維持も課題

### 4 文化財の活用資源としての期待の高まりと不安

観光や地域振興という観点から文化財の活用への期待が高まりつつあるが、文化財をき損する事案も多発し、文化財の所有者・管理者にとって、大きな不安材料となっている。防犯対策や文化財の保存と活用の均衡のとれた施策が求められている。

### 5 近年の文化財の防火・防災意識の高まり

近年は災害が多発、これまでの以上に防火、防災対策の充実が求められている。

## 第4章 「地域計画」策定の際に指針とすべき事項

### 1 目指すべき将来像

「府内各地で守り育てられてきた文化財が、地域に愛され、誇りとして適切に保護・継承されていること。」

- これからの文化財の保存・活用は、これまでとは異なった視点や観点を取り込み、地域総がかりで、より効果的で持続可能な取組とするべき。
- 文化財を地域の誇りとして、地域が一体となってこれを保護・継承する環境を持続していくことが重要。

### 2 文化財の保存・活用のための基本的な方針

「今後の文化財保護行政の在り方」時代の流れや社会の変化に対し、やむを得ない場合には、必要に応じた調和のとれた変化を容認し、文化財の保存・活用をより効果的で、持続可能な取組としていく。

- ① 文化財指定等による保護を促進していき、地域にとっての意味や価値を明らかにするという視点をもって、文化財の位置づけを行うことが重要。
- ② 文化財の保護体制の強化として、さまざまな関係団体と連携し、文化財の普及啓発を図る取組みを進めるなど、地域が一体となって文化財を守り伝える仕組みをつくる。
- ③ 文化財保護を支える技術等の継承のため、文化財指定や認定を促進するなど、その保護施策に取り組むことが重要。また、産業としての需要の継続や拡大を進めていくためには、商工関係の部局とも連携。
- ④ 文化財の地域的な保存と活用を促進し、地域コミュニティの活性化やまちづくり施策に貢献、地域の福祉という観点からも大きな役割を担う。文化財の保存と活用の均衡を重視。

## 第5章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

文化財調査・指定等による保護の推進、文化財建造物の保存修理等の推進、所有者・管理者への支援、防災・防火・防犯対策・罰則規定の強化、地域で文化財を守り伝える仕組みづくり、文化財保護を支える技術等の継承と後継者育成、文化財の地域的な保存と活用の促進、府内の市町村や博物館等における専門的人材の確保・育成、京都府が所有・管理する文化財の修理・整備等の具体的な計画を提示。

## 第6章 府の市町村への支援の方針

- 市町村が実施する文化財保護行政について、文化財指定等、修理・整備事業、地域的な保存・活用などの推進の支援を継続。
- 市町村の文化財保存活用地域計画(「地域計画」)策定への取組みを支援
- 広域連携に対する市町村の取組みへの支援。

## 第7章 防災・災害発生時の対応

- 文化財防災の方針、枠組み提示。その上で、府内における文化財の防災計画、対策、マニュアルの概要を記載、その他、災害発生時の対応、広域行政としての対応・支援、今後の対策を示す。

## 第8章 文化財の保存活用の推進体制

- 文化財の保存活用に係る関係部局や関係団体を記載した推進体制と今後の体制整備の方針を示す。さらに府関係部局の施策と連携、文化財保護行政上の市町村文化財部局の位置づけを提示。
- 策定後は、必要に応じ更新。